

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

東北地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年2月27日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、工事請負契約書第64条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

関東地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 7 年度積算基準に基づくものであるが、令和 8 年 2 月 27 日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

北陸地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号) 及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年2月27日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、工事請負契約書第64条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

中部地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 7 年度積算基準に基づくものであるが、令和 8 年 2 月 27 日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

近畿地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 7 年度積算基準に基づくものであるが、令和 8 年 2 月 27 日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

中国地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 7 年度積算基準に基づくものであるが、令和 8 年 2 月 27 日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

四国地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 7 年度積算基準に基づくものであるが、令和 8 年 2 月 27 日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。

国港総第 630 号
国港技第 107 号
令和 8 年 2 月 27 日

九州地方整備局
総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

令和 8 年 3 月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び
「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて

「港湾請負工事積算基準について」(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 104 号及び国官参技情第 92 号)及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について(令和 8 年 2 月 27 日付け国港技第 105 号及び国空空技第 519 号)により、令和 8 年 4 月 1 日から適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が改定された。

これに伴い、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務(以下「工事等」という。)については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

また、年度の当初発注等契約予定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合も同様に以下の措置を講じるものとする。

- 工事等の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 14 日付け港管第 111 号)第 64 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 7 年度積算基準に基づくものであるが、令和 8 年 2 月 27 日に「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」(以下「新積算基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 8 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。